

11 地方譲与税等

(1) 地方譲与税・交付金等の概要

種類	財源	配分先(率)	計算根拠	譲与時期 (税収入月)	使 途	
地方譲与税	地方揮発油税 (H21年度から)	地方揮発油税 100/100	県・指定市 58/100、市 42/100(R16か ら県配分)	道路延長 1/2 道路面積 1/2	6月 (3-5) 11月 (6-10) 3月 (11-2)	条件・制限なし
	石油ガス譲与税	石油ガス税 1/2	県 指定市	道路延長 1/2 道路面積 1/2	6月 (3-5) 11月 (6-10) 3月 (11-2)	H20年度まで 道路に関する費用 H21年度から 条件・制限なし
	自動車重量 譲与税	自動車重量税 431/1000 (R4~) 422/1000 (R1~R3) 407/1000 (~H30)	県(R4~) 24/1000 市町村 407/1000	道路延長 1/2 道路面積 1/2	6月 (2-4) 11月 (5-9) 3月 (10-1)	H20年度まで 道路に関する費用 H21年度から 条件・制限なし
	森林環境譲与税 (R元年度から)	森林環境税 100/100(課税はR6年 度から) ※地方公共団体金融 機構の準備金により前 倒しで増額	(R4・R5) 県 3/25 市町村22/25 (R6~) 県 1/10 市町村 9/10	私有人工林面積 5/10 ⇒ 5.5/10(R6~) 林業就業者数 2/10 人口 3/10 ⇒ 2.5/10(R6~)	9月 (3-8) 3月 (9-2)	森林整備及びその促進 に関する費用、市町村 の支援等に関する費用
航空機燃料 譲与税	航空機燃料税 2/13(H23~R2年度 2/9、R3年度4/9、R4 ~R6年度4/13、R7・8 年度4/15、R9年度 2/9)	空港関係 県 1/5 市町村 4/5	着陸料収入 50/100 ※激変緩和措置(5年間) R6:着陸料40/100・延べ重量5/100・旅客数5/100 R7:着陸料30/100・延べ重量10/100・旅客数10/100 R8:着陸料20/100・延べ重量15/100・旅客数15/100 R9:着陸料10/100・延べ重量20/100・旅客数20/100 R10以降:延べ重量25/100・旅客数25/100 騒音が特に著しい地区の世帯数 50/100	9月 (3-8) 3月 (9-2)	航空機による騒音等に よる生ずる障害の防止 等の空港対策に関する 費用	
交付金	利子割交付金	県民税利子割の個人 に対する収入額の 59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人 県民税額(所得割税率は4%相当)の割合の当該年 度前3年度分の平均値を乗じた額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	条件・制限なし
	配当割交付金	県民税配当割収入 額の59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人 県民税額(所得割税率は4%相当)の割合の当該年 度前3年度分の平均値を乗じた額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	条件・制限なし
	株式等 譲渡所得割 交付金	県民税株式等譲渡 所得割収入額の 59.4%	市町村	県内の個人県民税合計額に対する各市町村分の個人 県民税額(所得割税率は4%相当)の割合の当該年 度前3年度分の平均値を乗じた額	3月 (3-2)	条件・制限なし
	分離課税所得割 交付金 (H29年度から)	退職所得の分離課 税に係る県民税所 得割収入額の1/2	指定市	市から県への払込額	3月 (3-2)	条件・制限なし
	法人事業税 交付金 (R2年度から)	法人事業税収入額 (標準税率分)の 7.7% (R2年度は3.4%)	市町村	交付基準:従業者数(経済センサス基礎調査) (経過措置) R2年度:法人税割額 R3年度:2/3…法人税割額 1/3…従業者数 R4年度:1/3…法人税割額 2/3…従業者数	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	条件・制限なし
	地方消費 税交付金	従来の地方消費税 1/2 地方消費税率の引 上げ分 1/2	市町村	国勢調査による人口 1/2 経済センサス基礎調査の従業者数 1/2 国勢調査による人口	6月 (2-4) 9月 (5-7) 12月 (8-10) 3月 (11-1)	条件・制限なし H26年度から 社会保障に関する費用
	ゴルフ場利用 税交付金	ゴルフ場利用税 7/10	市町村	所在するゴルフ場の利用人員	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	条件・制限なし
	自動車取得 税交付金 (R元年度まで)	自動車取得税 収入額の95%	県・指定市 3/10 市町村7/10	道路延長 1/2 道路面積 1/2	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	H20年度まで 道路に関する費用 H21年度から 条件・制限なし
	環境性能割 交付金 (R元年度から)	自動車税環境性能 割収入額の95%	県・指定市 35/100 県18/100、市 町村47/100	道路延長 1/2 道路面積 1/2	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	条件・制限なし
	軽油引取 税交付金	軽油引取税 収入額の90%	指定市	県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道、高速自 動車国道及び県道の面積等に基づいてあん分した額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	H20年度まで 道路に関する費用 H21年度から 条件・制限なし
金	国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	国の予算	市町村	土地、建物及び工作物の価格 7/10 総務大臣が特に必要と認めた市町村 3/10	12月	条件・制限なし
	地方特 例 交 付 金	国の予算	県 市町村	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 (H20年度~、R6~名称変更) 住宅借入金等特別税額控除に伴う減収分を補てん	4月 9月	条件・制限なし
				減収補てん特例交付金(R元年度~R3年度) 環境性能割(普・軽)の臨時的軽減に伴う減収分を補てん 定額減税減収補填特例交付金(R6年度~R7年度)		
				新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別 交付金(R3年度~R8年度)	3月	都市計画税分は都市計 画税の充当事業
県支 出 金	産業廃棄物 処理税交付金	県産業廃棄物処理 税の収入額 46.5%	保健所設置市	市に所在する最終処分場に係る県産業廃棄物処理税 額に93/100及び1/2を乗じた額	8月 (3-7) 12月 (8-11) 3月 (12-2)	不法投棄対策・啓発・ 監視体制の強化・研究 開発への助成

## (2) 県民税徴収取扱費交付金の概要

種 類	配分先	内容及び計算根拠	交付時期 (税収入月)
県支出金	県民税徴収取扱費交付金	市町村	
		<p>市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を、県が市町村に交付して補償するもの。 金額は以下①～⑤の合計額。</p> <p>① 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く)をされた個人県民税納税義務者数を政令で定める額(3,000円、但し平成19・20年度4,000円、平成21・22年度3,300円)に乗じて得た額</p> <p>② 市町村が徴収した個人県民税に係る徴収金を、市町村が還付又は充当した場合の過誤納金相当額</p> <p>③ 市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金相当額</p> <p>④ 市町村が交付した個人県民税の前納報奨金相当額</p> <p>⑤ 控除されるべき額で所得割の額から控除し得なかった金額を市町村が還付又は充当した場合の、当該控除し得なかった金額相当額</p>	<p>8月(4-6)</p> <p>11月(7-9)</p> <p>2月(10-12)</p> <p>翌5月(1-3)</p>

## (3) 地方譲与税(各年度決算額)

## ア 地方揮発油譲与税

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	譲与額	1,066,982	1,091,217	1,049,142	1,055,246	1,036,443
譲与月	6月	369,119	339,305	293,763	293,074	285,390
	11月	325,029	343,366	430,986	436,076	386,907
	3月	372,834	408,546	324,393	326,096	364,146
前年比(%)		99.1	102.3	96.1	100.6	98.2

## イ 自動車重量譲与税

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	譲与額	1,391,866	1,411,147	1,411,278	1,426,839	1,427,945
譲与月	6月	365,317	406,086	364,174	393,674	378,296
	11月	570,811	576,751	585,702	589,265	587,419
	3月	455,738	428,310	461,402	443,900	462,230
前年比(%)		99.2	101.4	100.0	101.1	100.1

## ウ 森林環境譲与税

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	譲与額	75,078	76,006	98,794	98,794	112,230
譲与月	9月	37,539	37,791	49,397	49,397	57,194
	3月	37,539	38,215	49,397	49,397	55,036
前年比(%)		212.5	101.2	130.0	100.0	113.6

## エ 航空機燃料譲与税

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	譲与額	11,298	42,552	49,130	59,177	38,385
譲与月	9月	9,745	18,168	24,274	29,257	25,215
	3月	1,553	24,384	24,856	29,920	13,170
前年比(%)		20.7	376.6	115.5	120.4	64.9

## オ 石油ガス譲与税

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	譲与額	47,456	46,745	44,326	41,441	38,435
譲与月	6月	15,618	11,990	10,445	10,225	9,464
	11月	16,253	18,184	19,020	17,533	16,254
	3月	15,585	16,571	14,861	13,683	12,717
前年比(%)		69.8	98.5	94.8	93.5	92.7

## (4) 交付金等(各年度決算額)

## ア 利子割交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	113,963	92,090	47,602	46,639	62,343
交付月	8月	42,859	45,886	21,129	19,234	20,424
	12月	40,171	28,152	16,910	17,657	29,056
	3月	30,933	18,052	9,563	9,748	12,863
前年比(%)		96.1	80.8	51.7	98.0	133.7

## イ 配当割交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	570,039	571,906	871,225	767,616	868,948
交付月	8月	180,835	122,630	357,075	153,313	168,415
	12月	22,808	27,253	27,632	29,907	32,566
	3月	366,396	422,023	486,518	584,396	667,967
前年比(%)		116.8	100.3	152.3	88.1	113.2

## ウ 株式等譲渡所得割交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額(3月)	498,968	869,419	582,543	840,519	1,416,289
前年比(%)		167.2	174.2	67.0	144.3	168.5

## エ 分離課税所得割交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額(3月)	107,621	145,070	139,194	140,357	126,534
前年比(%)		12.5	134.8	95.9	100.8	90.2

## オ 法人事業税交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	1,018,358	1,784,982	1,969,764	1,764,489	2,148,009
交付月	8月	644,286	835,294	851,145	858,457	1,027,265
	12月	154,753	434,381	547,284	419,909	532,465
	3月	219,319	515,307	571,335	486,123	588,279
前年比(%)		皆増	175.3	110.4	89.6	121.7

## カ 地方消費税交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	現行分(一般財源)	7,672,949	7,993,936	8,383,723	8,299,803	9,158,343
交付月	6月	1,752,561	1,578,800	2,005,839	2,203,696	2,333,446
	9月	2,591,526	2,654,595	2,442,294	2,488,934	2,754,468
	12月	1,379,547	1,679,764	1,683,139	1,419,808	1,500,729
	3月	1,949,315	2,080,777	2,252,451	2,187,365	2,569,700
前年比(%)		98.6	104.2	104.9	99.0	110.3
区分	引上分(社会保障)	8,136,094	9,271,121	9,814,755	9,626,434	10,583,316
交付月	6月	1,859,966	1,827,392	2,348,894	2,580,605	2,697,542
	9月	2,743,894	3,061,881	2,856,501	2,874,997	3,179,980
	12月	1,469,377	1,947,583	1,974,722	1,646,771	1,741,287
	3月	2,062,857	2,434,265	2,634,638	2,524,061	2,964,507
前年比(%)		155.0	114.0	105.9	98.1	109.9
合計		15,809,043	17,265,057	18,198,478	17,926,237	19,741,659
前年比(%)		121.3	109.2	105.4	98.5	110.1

## キ ゴルフ場利用税交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	102,855	120,140	122,324	121,160	118,417
交付月	8月	38,967	51,067	51,293	51,028	50,281
	12月	37,792	38,701	41,222	39,878	38,266
	3月	26,096	30,372	29,809	30,254	29,870
前年比 (%)		94.8	116.8	101.8	99.0	97.7

## ク 自動車取得税交付金(～R1.9)

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	—	—	4,931	24,087	0
交付月	8月	—	—	—	—	—
	12月	—	—	—	—	—
	3月	—	—	4,931	24,087	—
前年比 (%)		皆減	—	皆増	488.5	皆減

※R4・R5年度は制度廃止前の納税不足額に対する追加徴収分

## ケ 環境性能割交付金(R1.10～)

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	266,126	268,508	335,020	371,459	429,161
交付月	8月	71,338	80,688	82,742	107,495	140,863
	12月	91,860	66,480	106,726	110,381	142,950
	3月	102,928	121,340	145,552	153,583	145,348
前年比 (%)		202.9	100.9	124.8	110.9	115.5

※環境性能割の臨時的軽減(R1.10～R3.12)

## コ 軽油引取税交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額	5,707,279	5,884,168	5,828,309	6,114,227	6,002,489
交付月	8月	2,427,660	2,453,905	2,432,662	2,530,575	2,461,417
	12月	1,802,421	1,940,301	1,936,727	2,032,146	1,974,708
	3月	1,477,198	1,489,962	1,458,920	1,551,506	1,566,364
前年比 (%)		98.1	103.1	99.1	104.9	98.2

## サ 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位:千円)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分	交付額 A	62,866	61,695	61,762	60,561	58,918
国有財産台帳価格 B		6,925,937	7,173,618	6,960,589	6,762,907	6,543,895
Aの前年比 (%)		98.3%	98.1%	100.1%	98.1%	97.3%
A / B (%)		0.91	0.86	0.89	0.90	0.90

## シ 地方特例交付金

(単位:千円)

区分		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 (H20年度～、R6～名称変更)		872,651	903,707	1,097,021	1,060,342	1,029,452
交付月	4月	483,551	452,292	541,327	516,438	511,764
	9月	389,100	451,415	555,694	543,904	517,688
前年比 (%)		100.4	103.6	121.4	96.7	97.1
定額減税減収補填特例交付金 (R6年度～R7年度)		—	—	—	—	4,154,550
交付月	4月	—	—	—	—	2,074,098
	9月	—	—	—	—	2,080,452
前年比 (%)		—	—	—	—	皆増
自動車税減収補填特例交付金 (※1)		127,278	81,376	—	—	—
交付月	4月	—	43,475	—	—	—
	9月	127,278	37,901	—	—	—
前年比 (%)		196.1	63.9	皆減	—	—
軽自動車税減収補填特例交付金 (※1)		43,523	35,702	—	—	—
交付月	4月	0	16,226	—	—	—
	9月	43,523	19,476	—	—	—
前年比 (%)		265.8	82.0	皆減	—	—
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(※2)		—	1,567,894	38,270	124,642	126,208
3月	固定資産税分	—	1,384,904	38,270	124,642	126,208
	都市計画税分	—	182,990	—	—	—
前年比 (%)		—	皆増	2.4	325.7	101.3
合計		1,043,452	2,588,679	1,135,291	1,184,984	5,310,210
前年比 (%)		120.0	248.1	43.9	104.4	448.1

※1 自動車税及び軽自動車税環境性能割の軽減措置に伴う減収分を補てん(令和元年度～令和3年度)

※2 固定資産税減収補填特別交付金(令和3年度～)及び都市計画税減収補填特別交付金(令和3年度)

## ス 産業廃棄物処理税交付金

(単位:千円)

区分		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付額		36,620	28,946	29,974	47,471	56,497
交付月	8月	18,269	12,334	16,414	23,446	20,926
	12月	10,680	9,961	9,636	14,310	15,715
	3月	7,671	6,651	3,924	9,715	19,856
前年比 (%)		100.9	79.0	103.6	158.4	119.0

## 1 2 税制改正

### 令和7年度の地方税制改正について

#### 1 はじめに

令和7年度税制改正については、令和6年12月20日に与党の税制改正大綱がとりまとめられ、同年12月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

今回の大綱では、「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本として、「1. 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。（設備投資の促進等）2. 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。（所得向上、社会インフラの整備等）3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。」とされ、上記3点を踏まえた措置が講じられた。

具体的には、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設が行われたほか、国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置等が盛り込まれ、自動車関係諸税の総合的な見直しについては検討事項とされた。

また、地方税制について、「行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」とされ、特に道府県民税利子割の税収帰属の適正化が検討事項とされた。

これらの方針等を踏まえた地方税法の改正案は令和7年2月4日に閣議決定され、同日第217回通常国会に提出された（閣法第2号）。

令和7年度税制改正で示された地方税に係る主な改正は以下のとおりである。

#### 2 令和7年度地方税制改正の概要

##### (1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずるとされた。

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																							
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	<最低保障額> 改正前：55万円 → 改正後：65万円																							
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前：最高48万円 → 改正後：最高95万円 ※収入に応じ控除額が逡減(例：給与収入850万円相当超の場合は58万円)																							
③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応	① 現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除																							
④扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	改正前：48万円 → 改正後：58万円																							
非課税ライン (単身者の場合)	改正前	改正後																							
	<table border="1"> <tr> <td>基本額等</td> <td>45万円</td> <td>(変更なし)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ +10万円</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td></td> <td>110万円</td> </tr> </table>	基本額等	45万円	(変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	100万円		110万円	<table border="1"> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>→ +47万円</td> <td>95万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>→ +10万円</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td></td> <td>160万円</td> </tr> </table>	基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	103万円	
基本額等	45万円	(変更なし)	45万円																						
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																						
計	100万円		110万円																						
基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円																						
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																						
計	103万円		160万円																						
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用	※給与収入200万円相当以下の場合																							

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

## (2) 地方創生や活力ある地域経済の実現

### ア 企業版ふるさと納税の延長 (法人住民税・事業税)

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果(法人税と合わせ損金算入措置を含め寄附額の最大約9割)を維持した上、適用期限を3年延長

### イ 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長 (固定資産税)

- 中小企業が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を2年に限り延長

## (3) 車体課税

### ア 二輪車の車両区分の見直し (軽自動車税種別割)

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とされた。  
※ 現行の50cc原付バイクは、令和7年11月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

## イ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の延長

(自動車税環境性能割)

- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスに係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長

## (4) 納税環境整備

### 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することを可能とされた。

## (5) その他（地方たばこ税）

加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しを行うこととされた。

## (6) 検討事項等

### ア 道府県民税利子割の税収帰属の適正化

住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得ることとされた。

## イ 自動車関係諸税の総合的な見直し

- 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得ることとされた。
- 自動車関係諸税については、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされた。

13 その他  
(1) 岡山市税一覧表

税目	区分	課税主体	納税義務者	賦課期日	課税	標準	及び	税	率	申告期限	納期
市民税	市区	市内に住所を有する個人(均等割・所得割)	市内に事務所・事業所又は家庭敷を有する個人 で市内に住所を有しない者(均等割) ・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ・市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに 類する施設を有する法人で市内に事務所・ 事業所を有しないもの(均等割)	個人市民税 1月1日	◎ 個人均等割 3,000円 ※H26からR5の10年間、 東日本大震災に伴う復興 に関し緊急防災・減災事 業の財源確保のため、均 等割額が500円増額	◎ 法人均等割 資本等区分 1千万円以下 50人超 12万円 1千万円超 50人超 13万円 1億円以下 50人超 15万円 1億円超 50人超 16万円 10億円以下 50人超 40万円 10億円超 50人超 41万円 50億円以下 50人超 175万円 50億円超 50人超 41万円 300万円超 300万円	◎ 法人均等割 100分の8.4 (標準税率 100分の6) ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から 100分の12.1 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から 100分の 8.4	◎ 個人所得割 8% ※退職所得の分離課税に 係るものは6%	◎ 税率 100分の1.4 (地方活力向上地域内の移転型・拡充型事業 100分の0～100分の0.933)	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～ 6月30日 第2期 8月1日～ 8月31日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 翌年1月1日～1月31日 特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 徴収の翌月10日 特例 6月～11月 12月10日 12月～5月 6月10日 (法人) 申告期限と同じ	
					市区	市内に住所を有する個人(均等割・所得割)	市内に事務所・事業所又は家庭敷を有する個人 で市内に住所を有しない者(均等割) ・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ・市内に寮・宿泊所・クラブ・その他これらに 類する施設を有する法人で市内に事務所・ 事業所を有しないもの(均等割)	個人市民税 1月1日	◎ 個人均等割 3,000円 ※H26からR5の10年間、 東日本大震災に伴う復興 に関し緊急防災・減災事 業の財源確保のため、均 等割額が500円増額	◎ 法人均等割 資本等区分 1千万円以下 50人超 12万円 1千万円超 50人超 13万円 1億円以下 50人超 15万円 1億円超 50人超 16万円 10億円以下 50人超 40万円 10億円超 50人超 41万円 50億円以下 50人超 175万円 50億円超 50人超 41万円 300万円超 300万円	◎ 法人均等割 100分の8.4 (標準税率 100分の6) ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から 100分の12.1 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から 100分の 8.4
固定資産税	市区	固定資産	固定資産の所有者	1月1日	・税率 土地 家屋 償却資産	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	・償却資産申告 1月31日 ・住宅用地の申告 1月31日	第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 12月1日～ 12月25日
					・取得申告 所有者等となった日 から15日以内 ・陸軍申告 所有者等でなくなった日 から30日以内	5月1日～5月31日					
軽自動車税 (種別割)	市区	軽自動車	軽自動車等の保有者 (所有権留保付売買が あった場合は、買主を所 有者とみなす。)	4月1日	車種の種類・区分 原動機付自動車 50cc以下 0.6kW以下 90cc以下 125cc以下 125cc以下かつ4.0kW以下 ミニカー 小型特殊自動車 農耕作業用 その他 2輪の小型自動車 軽自動車 2輪 3輪 4輪以上 乗用 営業用 貨物 営業用 自家用	税率 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,200円 6,000円 3,600円 3,100円 3,900円 ※平成27年4月1日以後新車登録分 4,600円 ※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両	税率 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,200円 6,000円 3,600円 3,100円 3,900円 ※平成27年4月1日以後新車登録分 4,600円 ※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両	税率 2,000円 2,000円 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円 2,400円 5,200円 6,000円 3,600円 3,100円 3,900円 ※平成27年4月1日以後新車登録分 4,600円 ※毎年4月1日の賦課期日現在で最初の新規検査年月から13年を超えた車両	取得申告 所有者等となった日 から15日以内 ・陸軍申告 所有者等でなくなった日 から30日以内	5月1日～5月31日	

区分	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	税 率	納 期		
自動車税 (環境性能 割)	・ 3輪以上の軽自動車 (当分の間、県が賦課徴収)	軽自動車の取得者 (所有権留保付売買があつた場合は、買主を取得者とみなす。)		• 課税標準 通常の取得価格(免税点500,000円以下)	燃費基準達成度	申告期限と同じ		
				種類	排出ガス規制			
				電気自動車	-			
				天然ガス車	平成30年規制適合又は 平成21年規制からNOx+10%低減			
				ガソリン車	乗用		非課税	令和12年度燃費基準80%達成 (平成22年度基準+73%達成※) (令和2年度基準116%達成) かつ令和2年度基準達成 (平成22年度基準+50%達成※)
							非課税	令和12年度燃費基準75%達成 (平成22年度基準+62%達成※) (令和2年度基準109%達成) かつ令和2年度基準達成 (平成22年度基準+50%達成※)
							1.0%	
							2.0%	令和12年度燃費基準70%達成 (平成22年度基準+51%達成※) (令和2年度基準102%達成) かつ令和2年度基準達成 (平成22年度基準+50%達成※)
				車両総重量 2.5トン以下 のトラック			非課税	平成30年規制からNOx+50%低減 又は 平成17年規制からNOx+75%低減
							非課税	
		1.0%						
		2.0%						
上記以外	乗用車	2.0%						
	乗用車以外	2.0%						

※「平成22年度基準+」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。  
(自動車検査証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了」の記載あり。)

区分 税目	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期
市たばこ税	たばこの販売	卸売販売業者等		1,000本につき6,552円	翌月末日	申告期限と同じ
鉱産税	鉱物の掘採	鉱業者		鉱物の価格100分の1 (鉱物の価格2百万円以下の場合100分の0.7)	翌月10日～同月末日	申告期限と同じ
特別土地保有税 ※平成15年度から 新たな課税は停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の保有(保有期間が10年を超える土地を除く)</li> <li>土地の取得</li> </ul>	土地の所有者		<ul style="list-style-type: none"> <li>保有分 取得価格の100分の1.4</li> <li>取得分 取得価格の100分の3</li> <li>免税点 5,000㎡未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保有分 5月31日</li> <li>取得分 1月1日前1年分 2月末日 7月1日前1年分 8月31日</li> </ul>	申告期限と同じ
入湯税	鉱泉浴場における入湯	入湯客		宿泊 入湯客1人1日につき 150円 日帰り 入湯客1人1日につき 70円	翌月15日	申告期限と同じ
事業所税	事業所等において行う事業	当該事業を行う者		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所床面積・・・1㎡当たり 600円 (免税点 1,000㎡以下)</li> <li>従業者給与総額・・・0.25/100 (免税点 従業者数 100人以下)</li> </ul> [ 旧御津町及び旧灘崎町区域 課税免除(平成21年度まで) 旧建部町及び旧瀬戸町区域 課税免除(平成23年度まで) ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人 事業年度終了の翌日から2月以内</li> <li>個人 翌年の3月15日</li> </ul>	申告期限と同じ
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1月1日	税率 100分の0.3 [ 旧灘崎町区域 課税免除(平成21年度まで) 旧瀬戸町区域の税率 100分の0.2(平成23年度まで) ]		固定資産税の納期と同じ
交付金	国,地方公共団体所有の固定資産	国,地方公共団体		<ul style="list-style-type: none"> <li>算定標準額の100分の1.4</li> </ul> 算定標準額は前年の3月31日における国有財産台帳の固定資産価格		6月30日

(2) 税率の変遷

年度 税目	H元～H2	H3	H4 ～ H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12 ～ H15	H16～H18	H19	H20	H21 ～ H25	H26	H27 ～ H29	H30～R5	R6～R7																																																												
個人 均等割	市民税 2,500円 県民税 700円					市民税 3,000円 県民税 1,000円					市民税 3,000 円 県民税 1,500円				市民税 3,500円 県民税 2,000円 <small>10%未満の 10倍未満割</small>			市民税 3,000円 県民税 1,500円 <small>R6から森林課税(国庫) 1,500円上乗せ</small>																																																												
個人	市民税 120万円以下 3.0% 120万円超 8.0% 500万円超 11.0%	160万円以下 3.0% 160万円超 8.0% 550万円超 11.0%		200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 11.0%	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 10.0%	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 10.0%	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 12.0%	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 10.0%	200万円以下 3.0% 200万円超 8.0% 700万円超 10.0%	一律 6.0%	一律 6.0%	一律 6.0%					一律 8.0% ※退職所得 の分離課税 に係るもの は6.0%																																																													
所得	市民税 500万円以下 2.0% 500万円超 4.0%	550万円以下 2.0% 550万円超 4.0%		700万円以下 2.0% 700万円超 4.0%	700万円以下 2.0% 700万円超 3.0%	700万円以下 2.0% 700万円超 4.0%	700万円以下 2.0% 700万円超 3.0%	700万円以下 2.0% 700万円超 3.0%	一律 4.0%	一律 4.0%	一律 4.0%						一律 2.0% ※退職所得 の分離課税 に係るもの は4.0%																																																													
法人	均等割																																																																													
均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等区分</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>1,750千円 400千円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>400千円 150千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>150千円 130千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>120千円 50千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等区分	従業員数	税率	50億円超	50人超	3,000千円	10億円超 50億円以下	50人超 50人以下	1,750千円 400千円	1億円超 10億円以下	50人超 50人以下	400千円 150千円	1,000万円超 1億円以下	50人超 50人以下	150千円 130千円	1,000万円 以下	50人超 50人以下	120千円 50千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等区分</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>1,750千円 410千円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>400千円 160千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 1億円以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>150千円 130千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円 以下</td> <td>50人超 50人以下</td> <td>120千円 50千円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等区分	従業員数	税率	50億円超	50人超	3,000千円	10億円超 50億円以下	50人超 50人以下	1,750千円 410千円	1億円超 10億円以下	50人超 50人以下	400千円 160千円	1,000万円超 1億円以下	50人超 50人以下	150千円 130千円	1,000万円 以下	50人超 50人以下	120千円 50千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等区分</th> <th>従業員数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円 以下</td> <td>50人以下 50人超</td> <td>5万円 12万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人以下 50人超</td> <td>13万円 15万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人以下 50人超</td> <td>16万円 40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人以下 50人超</td> <td>41万円 175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>41万円 41万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下 50人超</td> <td>175万円 41万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超</td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等区分	従業員数	税率	1千万円 以下	50人以下 50人超	5万円 12万円	1千万円超	50人以下 50人超	13万円 15万円	1億円以下	50人以下 50人超	16万円 40万円	10億円以下	50人以下 50人超	41万円 175万円	50億円以下	50人超	41万円 41万円	50億円超	50人以下 50人超	175万円 41万円	300万円超	50人超	300万円															
資本等区分	従業員数	税率																																																																												
50億円超	50人超	3,000千円																																																																												
10億円超 50億円以下	50人超 50人以下	1,750千円 400千円																																																																												
1億円超 10億円以下	50人超 50人以下	400千円 150千円																																																																												
1,000万円超 1億円以下	50人超 50人以下	150千円 130千円																																																																												
1,000万円 以下	50人超 50人以下	120千円 50千円																																																																												
資本等区分	従業員数	税率																																																																												
50億円超	50人超	3,000千円																																																																												
10億円超 50億円以下	50人超 50人以下	1,750千円 410千円																																																																												
1億円超 10億円以下	50人超 50人以下	400千円 160千円																																																																												
1,000万円超 1億円以下	50人超 50人以下	150千円 130千円																																																																												
1,000万円 以下	50人超 50人以下	120千円 50千円																																																																												
資本等区分	従業員数	税率																																																																												
1千万円 以下	50人以下 50人超	5万円 12万円																																																																												
1千万円超	50人以下 50人超	13万円 15万円																																																																												
1億円以下	50人以下 50人超	16万円 40万円																																																																												
10億円以下	50人以下 50人超	41万円 175万円																																																																												
50億円以下	50人超	41万円 41万円																																																																												
50億円超	50人以下 50人超	175万円 41万円																																																																												
300万円超	50人超	300万円																																																																												



年度 税目	S63	H元	H2 ～ H8	H9	H10	H11	H12 ～ H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20 ～ H21	H22	H23～H24	H25～H29	H30	R元	R2	R3	R4～R7	
市たばこ税	従価割100分の14.3 従量割 1,000本につき640円	1,000本 につき 1,997円	↑ 1,000本 につき 2,434円	↑ 1,000本 につき 2,668円	↑ 1,000本 につき 2,668円	↑ 1,000本 につき 2,977円	↑ 1,000本 につき 2,977円	↑ 1,000本 につき 2,977円	↑ 1,000本 につき 2,977円	↑ 1,000本 につき 3,298円	↑ 1,000本 につき 3,298円	↑ 1,000本 につき 3,298円	↑ 1,000本 につき 3,298円	↑ 1,000本 につき 4,618円	↑ 1,000本 につき 4,618円	↑ 1,000本 につき 5,262円	↑ 1,000本 につき 5,262円	↑ 1,000本 につき 5,692円	↑ 1,000本 につき 5,692円	↑ 1,000本 につき 6,122円	↑ 1,000本 につき 6,122円	↑ 1,000本 につき 6,552円
電気税	100分の5	廃止																				
ガス税	100分の2	廃止																				
敏産税	100分の1(0.7)																					
木材取引税	100分の2	廃止																				
特別 保有土 税地	土地 取得 100分の1.4 100分の3																					
事業所税	資産割1㎡ 600円 従業者割 0.25% 新増設1㎡ 6,000円																					
入湯税	1人1日150円																					
都市計画税	100分の0.3																					

## (3) 旧御津・灘崎・建部・瀬戸町 町税年度別決算額

## ア. 旧御津・灘崎町

(単位:千円)

税 目	平成14年度		平成15年度		平成16年度(打ち切り決算額)	
	旧御津町	旧灘崎町	旧御津町	旧灘崎町	旧御津町	旧灘崎町
市民税	488,170	545,626	692,639	538,106	770,898	473,713
個人	320,980	504,481	285,659	490,281	260,607	424,829
法人	167,190	41,145	406,980	47,825	510,291	48,884
固定資産税	960,015	634,631	957,616	605,902	934,083	606,667
軽自動車税	21,412	32,120	22,079	33,226	22,265	33,494
町たばこ税	57,486	61,270	59,026	62,905	56,901	53,836
鉱産税						
特別土地保有税	19,615	54				
入湯税						
事業所税						
都市計画税						
水利地益税						
計	1,546,698	1,273,701	1,731,360	1,240,139	1,784,147	1,167,710

※平成16年度決算額は、合併日(平成17年3月22日)までの打ち切り決算額

## イ. 旧建部・瀬戸町

(単位:千円)

税 目	平成16年度		平成17年度		平成18年度(打ち切り決算額)	
	旧建部町	旧瀬戸町	旧建部町	旧瀬戸町	旧建部町	旧瀬戸町
市民税	185,403	666,884	201,526	721,473	168,976	594,113
個人	148,318	485,437	149,857	492,207	135,088	442,616
法人	37,085	181,447	51,669	229,266	33,888	151,497
固定資産税	305,507	1,251,378	308,472	1,220,297	263,961	1,124,351
軽自動車税	15,213	28,531	15,516	29,031	15,226	29,320
町たばこ税	34,079	108,081	32,196	103,036	23,967	79,593
鉱産税						
特別土地保有税						
入湯税	8,765		9,770		7,415	
事業所税						
都市計画税		85,592		86,296		80,630
水利地益税		3,198		3,242		3,136
計	548,967	2,143,664	567,480	2,163,375	479,545	1,911,143

※平成18年度決算額は、合併日(平成19年1月22日)までの打ち切り決算額